

## 香芝市告示第4号

香芝市感謝状贈呈要綱を次のように定める。

令和8年1月8日

香芝市長 三橋和史

### 香芝市感謝状贈呈要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）の発展又は市民の福祉の増進に寄与し、広く市民の模範となるべき功績のあった個人、団体又は事業者に対し、市長の名をもって行う感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人、団体又は事業者（以下「対象者」という。）に対して行うことができるものとする。

- (1) 市の知名度又は魅力の向上に貢献したもの
- (2) 市の事業又は行事に協力し、その功績が認められるもの
- (3) 社会奉仕活動を継続して実施し、その功績が認められるもの
- (4) 教育、学術、技芸、体育その他文化の振興に貢献したもの
- (5) 産業の振興に貢献したもの
- (6) 保健、医療又は福祉の増進に貢献したもの
- (7) 環境の保全に貢献したもの
- (8) 交通安全、防犯等の活動に貢献したもの
- (9) 水火災、地震等の災害において、予防、警戒、防御、鎮圧、人命救助又は救急救護に貢献したもの
- (10) 香芝市消防団の活動に対して貢献したもの（前号に掲げるものを除く。）
- (11) 市の公益のために寄附をしたもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、感謝状を贈呈しない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法（明治40年法律第45号）第34条の2の規定により刑の消滅した者を除く。）
- (2) 暴力団（香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する個人、

団体若しくは法人

(3) その他感謝状を贈呈することが適当でないとして市長が認めるもの  
(適用除外)

第3条 前条第1項の規定は、香芝市表彰条例（平成4年条例第1号）に定めるところにより同一事由による表彰等を受け、又は受けることができるものについては、適用しない。

(手続)

第4条 課室の長は、対象者があると認めるときは、香芝市感謝状贈呈対象者推薦書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長公室秘書広報課長（第6条において「秘書広報課長」という。）に合議の上、市長に推薦するものとする。

(贈呈)

第5条 感謝状の贈呈は、市長が随時行うものとする。

2 感謝状を贈呈する前に対象者が死亡したときは、その遺族に感謝状を贈呈するものとする。

3 前項の遺族の範囲は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、祖父母及び兄弟姉妹とする。

4 第2項の規定により感謝状を贈呈する順位は、前項に規定する順序とする。

(記録)

第6条 秘書広報課長は、感謝状を贈呈したときは、香芝市感謝状贈呈者名簿（第2号様式）に記録し、保存するものとする。

(庶務)

第7条 感謝状の贈呈に関する庶務は、市長公室秘書広報課において処理する。  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月9日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

香芝市感謝状贈呈対象者推薦書

年 月 日

香芝市長

課室名  
課室長名

香芝市感謝状贈呈要綱第4条の規定により、次のとおり推薦します。

個人	住所	〒 ー
	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日
団体又は法人	所在地	〒 ー
	フリガナ	
	団体又は法人の名称	
	フリガナ	
	代表者氏名	
	電話番号	
	設立年月日	年 月 日
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで	
活動内容		
活動実績		

備考 会社概要又は事業内容が分かる書類（団体又は事業者に限る。）を添付してください。

